

県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業に係る動画制作・放映業務 委託仕様書

1 委託業務

県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業に係る動画制作・放映

2 委託業務の目的

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、「大幅な賃上げ」「原材料・エネルギーコスト等の上昇」「人手不足」「後継者不足」など、多くの経営課題があり、非常に厳しい環境に置かれている。

こうした中で、中小企業・小規模事業者は、時代の変化に応じた経営力の向上が求められており、「稼ぐ力」の強化や価格転嫁の推進を図る必要がある。

本業務は、県内中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上による「稼ぐ力」の強化や適正な価格転嫁を支援し、持続的な賃上げに向けた気運の醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

4 委託業務の内容

動画の制作及び放映

(1) 動画内容

メインターゲットは、県内の中小企業・小規模事業者とし、15秒の動画を作成すること。

動画において、宮崎県知事からの呼びかけを入れること。または、動画に知事が出演する形をとること。

(2) 媒体・方法

より多くの方が視聴する効果的な時間帯を中心にテレビ放映すること。

その他、ターゲットに訴求力のある効果的媒体（ラジオ、新聞広告等）があれば予算の範囲内で提案すること。

(3) 放映時期・回数

2月を中心に放映する。

放映回数は提案による。

(4) 留意事項

① 制作する動画等の内容・詳細については、作成・実施前に宮崎県商工政策課（以下、「県」という。）と十分な協議を行うこと。

② 映像等の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加など編集作業を行うこと。

③ 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。

5 成果物等の納品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに、県に提出すること。

(1) 業務完了報告書とそのデータ

(2) 本業務により完成した成果物及び成果データ

※ 成果物の著作権等に関しては、本県に帰属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。

※ データは CD-R 等電子データにて提出すること。

6 業務実施上の留意事項

(1) 電話機やパソコン等、業務上必要な機材等は受託者が準備すること。

(2) 報告書の郵送等に必要な通信運搬費については、受託者の負担とする。

(3) その他

① 受託者は、委託業務を実施するに当たり、適宜、県と十分な調整を行うこと。

② 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

④ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

⑤ 委託業務の実施に当たっては、県民や事業者等の第三者からいささかの批判も受けることがないよう十分配慮すること。なお、委託業務の執行に当たり、第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。